

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業理念および経営理念のより良い実現を目指して、実効性の高いコーポレートガバナンス体制の構築を継続して追求することを重要な経営課題として位置づけています。

企業理念

人々の健康で豊かな生活のために、研究開発を基盤とした新たな価値の創造により、広く社会に貢献する

経営理念

- ・顧客視点の経営と革新的な研究を旨とし、これからの医療と健やかな生活に貢献する
- ・たゆまぬ事業の発展を通して企業価値を持続的に拡大し、株主の信頼に応える
- ・社員が自らの可能性と創造性を伸ばし、その能力を発揮することができる機会を提供していく
- ・企業市民として社会からの信用・信頼を堅持し、よりよい地球環境の実現に貢献する

なお、当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を「コーポレートガバナンスに関する基本方針」としてまとめ、当社ウェブサイトに掲示しています。

https://www.ds-pharma.co.jp/profile/governance/basic_policy.html

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の全てを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

- ・政策保有株式に関する方針については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に記載しています(同4. 参照)。この方針に加えて、同4.に基づき、毎年取締役会において、当社が保有する個別の政策保有株式について、保有目的、取引状況、含み損益等を評価軸として、保有継続の合理性を確認しています。その結果、2015年6月のコーポレートガバナンス・コード適用時点で上場株式の保有銘柄数は39社でしたが、保有の合理性が認められない株式の売却を進め、2020年5月末現在の上場株式の保有銘柄数は25社となっています。
- ・政策保有株式にかかる議決権行使について適切な対応を確保するための基準については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に記載しています(同4. 参照)。具体的には、M&Aに関する議案や重大な不祥事が発生した後最初に開催される株主総会の全議案などについては、特に慎重に判断することとしています。
- ・当社は、政策保有株主から、売却等の意向が示された場合、その意向を尊重します。

< コーポレートガバナンスに関する基本方針 > (抜粋)

4. 当社は、持続的な成長に向けて、企業提携、重要な取引先との取引関係の構築・維持その他事業上の必要性のある場合を除き、他社の株式を保有しません。
4. 当社は、個別の政策保有株式について、その保有目的の合理性および経済的な合理性を取締役会において毎年確認し、保有の合理性が認められない場合は縮減または売却を進めます。
4. 当社は、政策保有株式の議決権行使に関して、政策保有株式の発行会社の企業価値向上、ひいては当社の企業価値向上に資する提案であるか否かの観点から議案を検討し、適切に対応します

【原則1-7】

関連当事者との取引に関する手続の枠組みについては、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に記載しています(同3.参照)。

< コーポレートガバナンスに関する基本方針 > (抜粋)

3. 当社は、取締役、監査役または主要株主等との間で取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、当社の企業価値の向上の観点からその公正性および合理性を確保するために、独立社外取締役が出席する取締役会において承認を得ることとするなど、取引の重要性に応じて適切に監督します。

【原則2-6】

当社は、企業年金基金を通じた企業年金制度の安定的な運営を図ることを目的として、積立金の運用に関する基本方針を定めるとともに、代議員会や資産運用委員会など法令で定められた機関の設置を行っています。また、これらの実効性を確保するため、積立金の運用に関する専門的知識を有する人材を資産運用委員会の委員長等に配置し、外部の専門機関の助言を得るなど運用状況を適切に把握・評価する体制を整えています。

【原則3-1】

- (i) 企業理念および経営理念については、この報告書の上記「1. 基本的な考え方」に記載しています。

- (ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、上記の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」としてとりまとめ、

当社ウェブサイトに掲示しています。

(iii) 取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針および手続については、この報告書のII-1[取締役報酬関係]に記載しています。

(iv) 取締役および監査役の候補者の指名ならびに取締役および監査役の解任を行うにあたっての方針と手続については、指名報酬委員会の答申に基づいて取締役会で決議しています。取締役および監査役の候補者は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」別紙1「取締役および監査役の候補者の指名基準」に定める基準を充足する者の中から、指名報酬委員会の答申に基づいて、取締役会の決議で指名しています。なお、監査役の候補者については、監査役会の同意を得ています。代表取締役、社長その他の役付取締役の選定および解職については、指名報酬委員会の答申に基づいて取締役会の決議で行っています。

(v) 取締役および監査役の各候補者の指名理由については、株主総会参考書類に記載しています。解任が発生した場合にも説明を行います。

【補充原則4-1】

取締役会で決議する事項および経営幹部に委任する事項については、取締役会規則、電子決裁規則その他の社則等において明確に定めています。取締役会においては、法令または定款に取締役会の決議を要する旨の規定のある事項、株主総会で取締役会に決定を委任された事項、経営上の重要事項その他取締役会が必要と認めた事項を決議するものとしています。また、業務の執行の状況、社長決裁事項のうち重要事項等については、取締役会に報告するものとしています。

【原則4-9】

独立性判断基準については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」別紙2「社外役員の独立性判断基準」に記載するほか、この報告書のII-1[独立役員関係]に記載しています。

【補充原則4-11】

取締役会の全体としてのバランス、多様性および規模に関する考え方については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に記載しています(同7.(1)参照)。

<コーポレートガバナンスに関する基本方針>(抜粋)

7.(1) 取締役会は、別紙1「取締役および監査役の候補者の指名基準」を充たし、知識・経験・能力が異なる多様な取締役で構成されるものとします。取締役の人数は、取締役会がその機能を効果的・効率的に発揮するうえで適切な員数とし、そのうちの2名以上を独立社外取締役とします。

【補充原則4-11】

社外役員の兼任状況については、株主総会参考書類ならびにこの報告書のII-1[取締役関係]および[監査役関係]に記載しています。社外役員以外の取締役および監査役について、他の上場会社の役員を兼任している者はいません。

【補充原則4-11】

当社は、2015年度から、毎年、取締役会の実効性評価を年1回実施しています。2018年度は、外部弁護士による外部評価を実施しました。2019年度は、アンケート項目の見直しを行ったうえで実施しました。

1) 実効性評価の目的および方法

当社は、当社のコーポレートガバナンスを強化するため、取締役会の実効性を高めること、具体的には当社の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に定める当社の取締役会の役割や責任等のあるべき姿と現状との違いを認識し、定期的に課題抽出と改善活動を繰り返し、取締役会の機能を継続的に改善していくことを目的として実効性評価を実施しています。2019年度は、取締役および監査役全員に対するアンケートを2020年2月から3月にかけて実施し、その回答の分析結果をもとに2020年4月および5月の取締役会において意見交換を行いました。

2) 検討項目

2019年度のアンケートの大項目は以下のとおりです(今回、☐ および ☐ を追加しました。)。

- 取締役会の構成
- 取締役会の役割・責務
- 取締役会の運営状況
- 指名報酬委員会の機能
- 社外役員への支援体制
- 独立社外取締役の役割
- 監査役役割・監査役に対する期待
- ステークホルダーとの関係
- 関連当事者間の取引
- 政策保有株式
- トレーニング
- 昨年度からの改善

3) 評価結果

アンケートの回答(4段階の定量的評価と自由記入欄の意見の記載)とその分析(2019年度の各項目の評価結果の数値と過去の評価結果の数値との比較分析等)の報告をもとに、2020年4月および5月の取締役会において取締役および監査役全員による意見交換を行った結果、2019年度の取締役会の運営に関して指摘すべき重大な問題はなく、その実効性は概ね確保できていることが確認されました。また、前年度に抽出した課題に対する対応についても、適切な進捗が認められるとの認識で一致しました。

4) 2020年度の重点課題

2019年度の取締役会の実効性評価の結果として、以下の課題を2020年度の重点課題として抽出しました。

- ・中長期的な企業価値向上に向けた議論を充実させる
- ・将来に向けた取締役会構成メンバーの在り方を検討する
- ・取締役会の審議の質を更に向上させる

当社取締役会は、これらの課題に取り組みながら、取締役会の機能のさらなる向上を図ってまいります。

【補充原則4-14】

取締役および監査役に対するトレーニングの方針については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に記載しています(同10.参照)。

<コーポレートガバナンスに関する基本方針> (抜粋)

10. 当社は、新任の取締役および監査役の就任に際して、当社の企業理念および経営理念の理解とともに、当社の事業、財務、組織等に関する必要な知識の習得ならびに取締役および監査役に求められる役割および責務の十分な理解のための機会を提供します。
10. 当社は、取締役および監査役がその職務を果たすうえで必要な知識の習得・更新等を目的として、個々の取締役および監査役に適合したトレーニングの機会を継続的に提供・斡旋するとともに、その費用の支援を行います。
10. 当社は、取締役および監査役に対するトレーニングの実施状況を取締役会において毎年報告し、確認します。

[原則5-1]

株主との建設的な対話を促進するための方針および体制については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に別紙3「株主・投資家との建設的な対話を促進するための基本方針」として記載しています。

情報開示にあたっては、「情報開示規準」に基づき、適時・適切・公正に開示するよう努めており、インサイダー情報の管理については、「内部情報管理規程」に基づき、適切に管理しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友化学株式会社	205,634,000	51.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	29,364,100	7.39
稲畑産業株式会社	18,555,300	4.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,742,000	2.96
日本生命保険相互会社	7,581,756	1.91
株式会社SMBC信託銀行(株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	7,000,000	1.76
住友生命保険相互会社	5,776,000	1.45
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	4,907,309	1.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	3,676,000	0.93
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	3,104,930	0.78

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	住友化学株式会社 (上場:東京) (コード) 4005

補足説明 更新

1. 株式会社SMBC信託銀行(株式会社三井住友銀行退職給付信託口)7,000千株は、株式会社三井住友銀行が保有していた当社株式を退職給付信託に拠出したものであり、当該拠出後における同行の当社株式保有数は、1,125千株(持株比率0.28%)です。
2. 持株比率は、自己株式(605,038株)を控除して計算しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

住友化学株式会社は当社の議決権の51.78%(2020年3月31日現在)を有する親会社です。

当社が親会社と取引を行う場合には、当社の企業価値の向上の観点からその公正性および合理性を確保するために、独立社外取締役が出席する取締役会において承認を得ることとするなど、取引の重要性に応じて適切に監督しています。また、当社の親会社またはその子会社(当社およびその子会社を除く。)(以下「親会社グループ」という。))との重要な取引等については、取締役会の諮問機関として設置した、すべての独立社外

取締役によって構成されるグループ会社間取引利益相反監督委員会において、少数株主の利益保護の観点から審議を行うこととしています。なお、当社は、親会社から土地を賃借し、また原料を購入するなどしていますが、これらの取引に際しては、一般的な市場価格を参考に、双方協議の上合理的にその価格を決定しており、市場等の変動があった場合には価格を変更できる事項を含んだ契約を締結しています。また、当社は親会社に短期貸付を行っていますが、これは、市場金利を勘案し合理的に利率を決定する等、当社の利益を害さないよう留意して取引条件を決定しています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

住友化学株式会社は当社の親会社ですが、当社が事業活動を行う上での親会社からの制約(親会社による事前承認など)はなく、一定の独立性が確保されています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
跡見 裕	学者										○	
新井 佐恵子	他の会社の出身者											
遠藤 信博	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
跡見 裕	○	同氏は、杏林大学の名誉学長であり、当社は同大学との間で市販後調査委託等の取引があり、同大学に対して寄付を行っています。その年間取引額および寄付額は、いずれも当社が定める独立性判断基準における取引額および寄付額の基準を下回っております。また、同氏は、公益財団法人日本脳臓病研究財団の理事長であり、当社は同財団に寄付を行っていますが、その寄付額は当社が定める独立性判断基準における寄付額の基準を下回っております。	同氏は、医学者としての豊富な経験および専門的知識を有しています。これらを当社グループの経営に反映していただくため、選任しています。また、同氏は、当社が定める独立性判断基準を充足し、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

新井 佐恵子	○	なし	同氏は、複数の企業の経営に携わるなど企業経営者としての豊富な経験および公認会計士としての専門的知識を有しています。これらを当社グループの経営に反映していただくため、選任しています。 また、同氏は、当社が定める独立性判断基準を充足し、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
遠藤 信博	○	同氏は、日本電気株式会社の取締役会長であり、当社は同社との間でシステム開発、維持および運用に関する委託等の取引がありますが、その年間取引額は当社が定める独立性判断基準における取引額の基準を下回っております。	同氏は、ICT事業等をグローバルに展開する企業における長年にわたる経営者としての経験を通じて培われた幅広い見識と豊富な経験を有しています。これらを当社グループの経営に反映していただくため、選任しています。 また、同氏は、当社が定める独立性判断基準を充足し、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

取締役および監査役の候補者の指名、取締役の報酬の決定等について、取締役会の機能の客観性・独立性を強化する観点から、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しています。指名報酬委員会の構成は次の4名の委員で構成し、その過半数である3名を独立社外取締役とし、委員長は独立社外取締役から選定しています。

(指名報酬委員会の構成)

委員長 跡見 裕(社外取締役)
委員 多田 正世(代表取締役会長)
新井 佐恵子(社外取締役)
遠藤 信博(社外取締役)

2019年度には、7回の指名報酬委員会を開催し、取締役候補者、代表取締役および役付取締役、「社外役員の独立性判断基準の改定」、取締役報酬の決定方法、個別報酬および取締役賞与ならびに執行役員候補者に関する審議を行いました。委員の出席率は96.4%でした。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査部と原則月1回会合を開催し、内部監査部より監査体制、監査計画、監査実施状況の報告を聴取するほか、相互に意見交換を行うことにより緊密な連携をとっています。さらに、監査役および監査役会は、期首や四半期決算時に定期的に会計監査人と会合を開催するほか、必要に応じて会合を開催し、積極的に意見・情報交換を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名
------------------------	-----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西川 和人	その他													
藤井 順輔	他の会社の出身者													
射手矢 好雄	弁護士													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西川 和人	○	なし	同氏は、東京国税局長、金融庁検査局長等を歴任し、税務・金融分野の専門家としての豊富な経験および専門的知識を有しており、それらを当社の監査に生かせるものと判断し、選任しています。 また、同氏は、当社が定める独立性判断基準を充足し、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
藤井 順輔	○	同氏は、当社のメインバンクである株式会社三井住友銀行において取締役を務めていましたが、2011年6月に同社の取締役を退任しています。	同氏は、株式会社三井住友銀行および株式会社三井住友フィナンシャルグループならびに株式会社日本総合研究所の役員を歴任し、会社経営者としての豊富な経験および幅広い見識を有しており、それらを当社の監査に生かせるものと判断し、選任しています。 また、同氏は、当社が定める独立性判断基準を充足し、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
射手矢 好雄		なし	同氏は、弁護士としての豊富な経験および専門的知識を有しており、それらを当社の監査に生かせるものと判断し、選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の数	更新	5 名
--------	----	-----

その他独立役員に関する事項

当社では、次のとおり社外役員の独立性判断基準を定めており、当該基準を充足する社外取締役および社外監査役を独立性があるものと判断しています。

【社外役員の独立性判断基準】

当社は、次のいずれの事項にも該当しない者について、独立性が認められる者と判断します。ただし、この独立性判断基準を形式的に充足している場合においても、具体的な状況に鑑み、実質的に独立性がないと判断することは妨げられないものとします。

(1) 当社を主要な取引先とする者(当社に対して製品またはサービスを提供している者であって、その取引額がその者の直前3事業年度のいずれかの年度における年間連結売上収益または年間連結売上高の2%を超える者をいう。)またはその業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者と同義とする。以下この独立性判断基準において同じ。)

(2) 当社の主要な取引先(当社が製品またはサービスを提供している取引先であって、当社の直前3事業年度のいずれかの年度における取引額が年間連結売上収益の2%を超える者をいう。)またはその業務執行者

(3) 当社から役員報酬以外に、その者の直前3事業年度のいずれかの年度において1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(金銭その他の財産を得ている者が法人、組合その他の団体である場合は、当社から1億円以上を得ている団体に所属する者をいう。)

(4) 当社からその者の直前3事業年度のいずれかの年度において1,000万円以上の寄付または助成を受けている者(寄付または助成を受けた者が法人、組合その他の団体である場合は、当社から1億円以上の寄付または助成を受けている団体に所属する者をいう。)

(5) 過去10年間に於いて次の または に該当していた者

当社の親会社の業務執行者(業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立性の判断の対象とする場合にあっては、監査役を含む。)

当社の親会社の子会社(当社およびその子会社を除く。以下同じ。)の業務執行者

(6) 次の から までのいずれかに掲げる者(重要な地位にある者(注1)以外を除く。)の近親者(注2)

上記(1)から(5)までに掲げる者

当社の子会社の業務執行者(社外監査役を独立性の判断の対象とする場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)、当社の親会社の業務執行者(業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立性の判断の対象とする場合にあっては、監査役を含む。)または当該親会社の子会社の業務執行者

過去3年間に於いて当社またはその子会社の業務執行者(社外監査役を独立性の判断の対象とする場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)であった者

(注1) 重要な地位にある者とは、取締役(社外取締役を除く。)、執行役員および部門長ならびに監査法人または会計事務所に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

(注2) 近親者とは、配偶者および二親等内の親族をいう

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」欄に記載しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 **更新**

2019年度に取締役を支払った報酬等の額は378百万円です。なお、当該金額は、当事業年度中に在任した取締役に対する報酬等であり、当事業年度に係る取締役賞与28百万円を含めた金額です。

なお、法令に従い、一部の取締役については有価証券報告書において個別開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では、役員の報酬に関して、以下の方針等により運用しています。

(a) 報酬等の決定の手続

取締役および監査役候補者の指名、取締役の報酬の決定などにかかる取締役会の機能の客観性・独立性を強化する観点から、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置し、必要に応じて開催しています。

役員の報酬等に関する決定は、指名報酬委員会が取締役会の諮問に基づき審議を行い、その答申に基づいて取締役会において行っています。昨年度は、指名報酬委員会において、取締役の報酬の決定に関する審議を行い、取締役会への答申を行いました。また、業績連動要素および個人業績について、前事業年度の業績に係る評価および当事業年度に係る目標設定に関する審議を行いました。そのほか、外部専門機関の調査データ等を活用し、取締役の報酬の水準や構成の妥当性に関する審議を行いました。なお、これらの審議は当事業年度において計4回実施して

います。

(b)報酬等の体系および総額

取締役の報酬は、基本報酬と業績連動型報酬(賞与)で構成し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に向けたインセンティブとなるよう設計しています。基本報酬は、その一定割合を当社役員持株会に毎月拠出し当社株式を取得しており、取得した株式は在任期間中および退任後1年間は継続して保有することで、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに株主との価値共有を進めています。また、業績連動型報酬(賞与)は、下記(c)の方法より算定し、その報酬等の総額に占める割合は1割前後となります。

社外取締役の報酬は、基本報酬と賞与で構成し、監督機能および独立性確保の観点から業績と連動しない設計としています。また、監査役の報酬は、基本報酬のみで構成しています。

取締役および監査役の報酬等の総額は、2005年6月29日開催の第185期定時株主総会において、取締役が年額4億円以内、監査役が1億円以内とすることを決議しており、当該決議における員数は取締役10名、監査役4名です。また、取締役の個別の額は取締役会において上記(a)の手続により代表取締役社長へ委任し、代表取締役社長は指名報酬委員会において審議された基準に基づき決定しています。また、監査役の個別の額は、監査役会で決定しています。

(c)報酬等の算定方法

取締役の報酬のうち、基本報酬の額は代表取締役等の区分に応じて基準額を定めています。また、業績連動型報酬(賞与)の額は、代表取締役等の区分に応じて定める基準額に対し、業績連動要素および個人業績を乗じて算定し、基準額の0～200%の範囲で決定しています。

当社グループでは、会社の経常的な収益性を示す利益指標として、「コア営業利益」を設定し、これを当社独自の業績管理指標としていますが、当事業年度はこの「コア営業利益」を指標とし、目標の達成度合いに基づき、指名報酬委員会において業績連動要素の評価を行いました。また、個人業績は各取締役の業績目標の達成度合いについて、指名報酬委員会において評価を行いました。なお、「コア営業利益」は前期決算発表時に公表した予測値(770億円)を目標とし、その実績は720億円となりました。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

コーポレートガバナンス部が社外取締役および社外監査役のサポートを行っています。

社外取締役に対しては、取締役会に付議される事項について、取締役会事務局から事前に説明を行っています。

また、社外監査役を含め、監査役監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するため、監査役の専従スタッフを設置しています。当該スタッフは、監査役会事務局、監査役特命事項に関する業務、社外監査役への情報伝達業務を行っています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
_____	_____	_____	_____	_____	_____
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			0 名		
その他の事項					

相談役・顧問等の制度はありますが、現在、代表取締役社長を退任し、相談役または顧問に就任している者はいません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は取締役会の下に執行役員制度を採用し、経営の監督と業務執行を分離しています。

取締役会は、独立社外取締役3名を含む8名(うち、女性の取締役は1名)で構成しており(議長:会長)、原則月1回開催し、経営に関する重要な事項について決議および報告を行っています(2019年度の開催状況:20回)。社外取締役の出席率は96.4%でした。

監査役会は、社外監査役3名を含む5名(現在のところ、女性の監査役は選任されていません)で構成しており、原則月1回開催し、監査に関する重要な事項について協議と決議を行うとともに、取締役会付議事項の事前確認等も行っています(2019年度の開催状況:13回)。社外監査役の出席率は97.4%でした。

取締役会の諮問機関である指名報酬委員会を必要に応じて開催し、取締役および監査役の候補者の指名、取締役の報酬等に関する事項を審議し、取締役会に答申しています。同委員会は4名の委員で構成し、その過半数である3名は独立社外取締役とし、委員長は独立社外取締役から選定しています。

親会社グループとの重要な取引等について、その公正性および合理性を確保し、当社の少数株主の利益保護に資するため、取締役会の諮問機関としてグループ会社間取引利益相反監督委員会を設置(2020年4月1日付け)し、必要に応じて開催しています。同委員会は、すべての独立社外取締役で構成し、委員長は委員の互選により選定しています。

また、社長の意思決定のための諮問機関として経営会議を原則月2回開催し、取締役会の決定した基本方針に基づき、経営上の重要な事項を審議しています。

さらに、業務執行状況および業務執行にかかわる重要事項について社外役員を含む取締役および監査役ならびに執行役員等との間で適切に共有することを目的として経営連絡会を原則月1回開催しています。

監査役については、3名の社外監査役を含めた5名の監査役を選任しています。

各監査役は、監査役会が決定した監査方針、監査計画、監査役職務の分担等に従い、代表取締役と定期的に会合を持ち、その他取締役および使用人から積極的な報告を受け、会計監査人との連携、内部監査部門との連携、更に三様監査の連携の機会を定期的に持つなど、監査の実効性を高めるための環境整備に努めています。また、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役による経営判断の適法性・妥当性を確認するとともに、取締役および使用人等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、また、主要事業所への往査や重要な決裁書類等を閲覧すること等により、内部統制システムの運用状況を監査しています。子会社については、海外子会社への往査や、国内外子会社の代表取締役等との面談を行うほか、国内子会社の監査役とも適宜会合を持ち、情報入手に努めることにより、内部統制システムの運用状況を監査しています。

会計監査につきましては、あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けています。2019年度に業務を執行した公認会計士は原田大輔氏、成木弘治氏および立石政人氏であり、原田大輔氏は当社の監査を担当して2年、成木弘治氏は当社の監査を担当して7年、立石政人氏は当社の監査を担当して2年になります。またこの3名の公認会計士に加え、その補助者として公認会計士8名、その他23名の合計34名が監査業務に携わっています。

内部監査については、社長直轄の内部監査部(2020年3月31日現在10名)を設置しています。内部監査部では、内部統制の目的を達成するための基本的な要素を、子会社を含めて、公正かつ独立の立場で監査しています。また、内部監査部は、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制についての整備状況および運用状況の評価を行っています。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、賠償責任について、社外取締役3名および社外監査役3名との間に、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときの損害賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結しています。当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円または法令が規定する額のいずれが高い額としています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会と独立した立場で取締役の職務執行を監査する目的で監査役会設置会社を選択し、独立社外取締役を選任しています。また、当社は、執行役員制度を採用し、経営の監督と業務執行を分離しています。

独立社外取締役は、取締役会における意思決定および利益相反その他の監督において期待される役割を果たすよう努めています。また、独立社外取締役は、取締役会その他の社内の重要会議への出席、監査役との適切な連携等を通じて、必要な情報の入手に努めるとともに、必要に応じて、他の社外取締役および社外監査役、会計監査人ならびに内部監査を担当する部門と適切に連携しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法令で定める2週間前より1週間程度早期に発送しています。 直近の株主総会開催日: 2020年6月23日 招集通知の発送日: 2020年6月1日 招集通知のウェブサイト開示: 2020年5月27日
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日については、集中日を回避して適切に設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	2009年に開催した定時株主総会より、議決権行使の方法として、東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を含め、電磁的方法を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2009年に開催した定時株主総会より、議決権行使の方法として、東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を含め、電磁的方法を採用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知は、その発送日の5日前に英訳版も含めて当社ウェブサイトに掲載しています。
その他	株主総会において映像とナレーションを活用した事業報告等を行うなど、活性化のための取組みを実施しています。 株主総会議案の議決結果については、臨時報告書を提出するとともに、当社のウェブサイト上にもその内容を開示しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、「情報開示規準」において、情報開示の方針(ディスクロージャーポリシー)を定めており、当社ウェブサイトに掲載しています。 URL: https://www.ds-pharma.co.jp/ir/d_policy/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2019年度は、個人投資家向け説明会を7回実施しました	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表、第2四半期決算発表にあわせて説明会を実施し、決算状況、研究開発の状況等を説明しています。また、第1四半期決算発表、第3四半期決算発表時においてはカンファレンスコールを実施しています。さらに、2019年度には中期経営計画説明会、ESG説明会、R&D説明会を開催しました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	当社は定期的に海外の投資家を訪問しています。また、国内で実施した説明会およびカンファレンスコールの英訳音声(質疑応答を含む)を当社ウェブサイトに掲載しています。さらに、証券会社が国内で実施する海外投資家対象のスマールミーティングにも参加しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・補足資料、投資家向け説明会資料(動画配信を含む)、ニュースリリース、株主通信、統合報告書、ファクトブック、株主総会招集通知、決議通知等を掲載しています。 URL: https://www.ds-pharma.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレートコミュニケーション部 広報・IRグループが担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の経営理念にて、 ・顧客視点の経営と革新的な研究を旨とし、これからの医療と健やかな生活に貢献する ・たゆまぬ事業の発展を通して企業価値を持続的に拡大し、株主の信頼に応える ・社員が自らの可能性と創造性を伸ばし、その能力を発揮することができる機会を提供していく ・企業市民として社会からの信用・信頼を堅持し、よりよい地球環境の実現に貢献するを制定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、企業理念の実践を「CSR経営」と定義しており、その推進にあたっては、SDGs(持続可能な開発目標)も踏まえた当社の重要課題(マテリアリティ)を設定し、革新的な医薬品と医療ソリューションの創出などに取り組んでいます。社会貢献活動としては、グローバルヘルスや医薬品アクセス向上への貢献、患者支援とアドボカシー、次世代育成支援をはじめとした地域貢献活動などに取り組んでいます。また、環境保全活動としては、事業活動のあらゆる領域で環境負荷の低減に取り組んでいます。 具体的な取組については、毎年発行している統合報告書や当社ウェブサイト(CSRサイト)で公開しています。 URL:(統合報告書) https://www.ds-pharma.co.jp/ir/library/annual/ (CSRサイト) https://www.ds-pharma.co.jp/csr/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「情報開示規準」において、情報開示の方針を以下のとおり定めています。『「大日本住友製薬 行動宣言」に掲げる方針に従い積極的な情報開示を行うとともに、社会から信用されるためには企業としての透明性が重要であるとの認識のもと、さまざまなステークホルダーに対して、会社情報を適時・適切・公正に開示するよう努めます。』また、同規準において、情報開示の基準、情報開示の手続、重要情報の取扱い等を定めており、これらを「情報開示の考え方」としてまとめ、当社ウェブサイトに掲示しています。 URL: https://www.ds-pharma.co.jp/ir/d_policy/
その他	当社は、ダイバーシティ&インクルージョンの取組みの一つとして、女性の活躍推進に積極的に取り組んでおり、2020年12月までに当社の管理職における女性比率を10%にする目標を掲げましたが、2019年4月に10%を超え、2016年に掲げた目標を前倒しで達成しました(2020年4月時点12.2%)。 また、当社では、育児休業や介護休業の取得可能期間や、各種短時間制度の運用方法など、必要に応じて法の定めを超える充実した制度を展開しています。さらに、仕事と仕事以外の生活の両立支援を図るため、以下の諸制度を導入しています。 ・男性の育児参加を推進すること、育児中の社員への理解を深めてもらうこと、さらには男性社員自身の多様なライフスタイルを実現することを目的とした配偶者出産育児休暇(通称:育パパ休暇)(2015年10月開始)。 ・MR職において、結婚時に配偶者と同居できるように転勤させるまたは育児期間中の勤務地域を限定するMR地域選択制度(2016年4月開始) ・理由や勤務場所を限定せず利用できる在宅勤務制度(2017年10月開始) これらの取組みの結果、当社は、女性の活躍推進に関する取組みの実施状況等が優良な企業として最上位の「えるぼし」(三ツ星)および優良な子育てサポート企業として「プラチナくるみん」の認定を取得しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制の構築の基本方針について、次のとおり決議し、運用しています。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i) 「行動宣言」に基づくコンプライアンスの実践をより確実なものとするため、「コンプライアンス行動基準」を制定し、企業倫理の浸透を図ります。
 - ii) コンプライアンスを推進する体制として、コンプライアンス担当執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会及びコンプライアンス委員会事務局を設置し、各部門長をコンプライアンス推進者に任命します。
 - iii) コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス推進状況を把握し、その概要を取締役に適切に報告します。
 - iv) コンプライアンス委員会は、取締役及び使用人に対する教育研修の年度方針を策定し、実施します。
 - v) コンプライアンスに関する通報・相談をするための窓口として社内外にコンプライアンス・ホットラインを設置します。当該通報・相談をした者に対して、当該通報・相談をしたことを理由として不利な取扱いをしません。
 - vi) 内部監査を担当する部門を設置して、コンプライアンスの状況の監査を行い、社長及びコンプライアンス担当執行役員に適切に報告します。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
記録・情報の取扱いに関する社則を制定し、取締役の職務の執行に係る情報の適切な保存・管理を行います。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i) リスクマネジメントに関する当社グループとしての基本的な考え方を定めた「DSP Group Risk Management Policy」を制定し、適切にリスクマネジメントを実施します。
 - ii) 「リスクマネジメント規則」を制定し、社長がリスクマネジメントを統括することを明確にするとともに、特性に応じて分類されたリスクごとにリスクマネジメントを推進する体制を整備します。各推進体制の運用状況については、定期的に取締役会に報告します。
 - iii) 当社の経営又は事業活動に重大な支障を与えるおそれのある緊急事態が発生した際の影響を最小限にとどめるため、「緊急時対応規程」を制定し、経営及び事業の継続性を確保します。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i) 「取締役会規則」、「職務権限規則」、「組織規則」、「業務分掌規程」等を制定し、職務権限、業務分掌及び意思決定のルールを明確にします。
 - ii) 執行役員制度を導入し、迅速で効率性の高い経営の実現を図ります。
 - iii) 電子決裁システムを導入し、意思決定の迅速化及び効率化を図ります。
5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社は、職務権限、業務分掌及び意思決定のルールを明確にします。
 - (2) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、適正なグループ運営を推進するための基本事項を定めた社則を制定し、その遵守を子会社が誓約することにより、子会社から経営上の重要事項の報告を受けます。
 - (3) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i) 子会社は、その業態やリスクの特性に応じてリスクマネジメントを推進する体制を整備し、適切にリスクマネジメントを実施します。
 - ii) 当社は、子会社のリスクマネジメント全般を把握し、助言、指導等の必要な対応を行います。
 - iii) 当社は、当社グループがグループ横断的に取り組むべきリスクについて、必要な推進体制を整備し、当社グループにおけるリスクマネジメントを強化します。
 - (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i) 子会社は、適切なコンプライアンス推進体制を整備します。
 - ii) 当社は、子会社が参加するコンプライアンスに関する委員会等を定期的に開催し、子会社のコンプライアンスの強化を図ります。
 - iii) 当社の内部監査を担当する部門は、子会社のコンプライアンスの状況の監査を行い、当社の社長及びコンプライアンス担当執行役員に適切に報告します。
 - (5) その他当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - i) 親会社である住友化学株式会社のグループ運営の方針を尊重しつつ、当社の独立性を確保し、自律的な内部統制システムを整備します。
 - ii) 当社と親会社との取引については、取引の公正性及び合理性を確保し、適切に行います。
6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役を補助し、監査役会事務局を担当するため、業務執行部門の指揮・命令に服さない使用人を配置します。当該使用人の異動及び人事考課は、監査役と協議の上、監査役の意見を尊重して行います。
 - (2) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
当社の取締役及び使用人から監査役への報告に関する手続等を定め、監査役が必要とする情報を適時適切に提供します。
 - (3) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
子会社の取締役等から監査役への報告に関する手続等を定め、監査役が必要とする情報を適時適切に提供します。
 - (4) 前2号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
前2号の報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしません。
 - (5) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は、職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役の意見を尊重して、適時適切に行います。
 - (6) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
 - i) 監査役と代表取締役との会合、監査役と内部監査を担当する部門との会合、並びに監査役、内部監査を担当する部門及び会計監査人による三者の会合を定期的に開催します。
 - ii) 監査役から監査役の職務に関する要望があれば、これを尊重し、適時適切に対応します。

7. 反社会的勢力の排除

反社会的勢力に対しては断固たる行動をとることを周知徹底し、一切の関係遮断に向けた取組を推進します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体には断固たる行動をとる」ことを基本方針としています。「行動宣言(実践の指針)」および「コンプライアンス行動基準」において反社会的勢力との一切の関係を遮断することを明記するとともに、社内研修等を通じて従業員に対する啓発を図り、取引先との関係では「反社会的勢力の排除に関する覚書」の締結を進めるなど、反社会的勢力の排除に向けた取組を推進しています。

また、コーポレートガバナンス部を対応統括部署とし、企業防衛対策協議会、暴力追放センターとの連携を強化し、対応力の向上を図っています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社は親会社を有することもあり、現在特別な措置は講じていません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、情報開示の基準、情報開示の手続等を定めた「情報開示規準」に基づき、会社情報を適時・適切・公正に開示しています。適時開示情報の開示体制については、以下のとおり定めています。

(1) 決定事実の開示手続

東京証券取引所の適時開示に関する諸規則(以下「適時開示規則」という。)に定める決定事実については、取締役会その他の意思決定機関(子会社の意思決定機関を含む。)における意思決定後直ちに開示する。開示の内容は、コーポレートコミュニケーション部長が、関連部門の部門長と協議し、決定する。

(2) 発生事実の開示手続

適時開示規則に定める発生事実については、当該事実の発生後、速やかに開示する。開示の内容は、コーポレートコミュニケーション部長が、関連部門の部門長と協議し、決定する。

(3) 決算情報の開示手続

適時開示規則に定める決算情報については、取締役会での決議後直ちに開示する。開示の内容は、コーポレートコミュニケーション部長、経営企画部長および経理部長が協議し、決算短信等については経理部長が、業績予想、配当予想の修正等については経営企画部長が、それぞれ決定する。

(4) 適時開示情報以外の情報

ステークホルダーが当社を正しく理解するために必要な情報については、原則として開示する。開示の要否、内容および日時については、コーポレートコミュニケーション部長が関連部門の部門長と協議し、決定する。

